

GACETA OFICIAL

DE LA REPÚBLICA BOLIVARIANA DE VENEZUELA

AÑO CLII - MES VIII

Caracas, lunes 12 de mayo de 2025

Número 43.125

SUMARIO

MINISTERIOS DEL PODER POPULAR DE ECONOMÍA Y FINANZAS Y DE INDUSTRIAS Y PRODUCCIÓN NACIONAL

Resolución Conjunta mediante la cual se establece las Normas para el Funcionamiento de la Industria Automotriz Nacional.

MINISTERIO DEL PODER POPULAR DE INDUSTRIAS Y PRODUCCIÓN NACIONAL

Resolución mediante la cual se designa al ciudadano César Augusto Contreras Silva, como Director General de Desarrollo y Promoción de la Pequeña y Mediana Industria, adscrito al Despacho del Viceministerio para la Pequeña, Mediana Industria y Nuevas Formas Asociativas de este Ministerio, en calidad de Titular.

Resolución mediante la cual se designa al ciudadano

MINISTERIOS DEL PODER POPULAR DE ECONOMÍA Y FINANZAS Y DE INDUSTRIAS Y PRODUCCIÓN NACIONAL

REPÚBLICA BOLIVARIANA DE VENEZUELA
MINISTERIO DEL PODER POPULAR DE ECONOMÍA Y
FINANZAS,
DESPACHO DE LA MINISTRA DM N° 013

MINISTERIO DEL PODER POPULAR DE INDUSTRIAS Y
PRODUCCIÓN NACIONAL,
DESPACHO DEL MINISTRO DM N° 001

Caracas, 08 MAY 2025

AÑOS 215°, 166° y 26°

RESOLUCIÓN CONJUNTA

La Ministra del Poder Popular de Economía y Finanzas, designada mediante Decreto N° 4.981, de fecha 27 de agosto de 2024, publicado en la Gaceta Oficial de la República Bolivariana de Venezuela N° 6.830 Extraordinario, de esa misma fecha; el Ministro del Poder Popular de Industrias y Producción Nacional, designado mediante Decreto N° 5.021, de fecha 18 de octubre de 2024, publicado en la Gaceta Oficial de la República Bolivariana de Venezuela N° 6.830 Extraordinario, de esa misma fecha;

(写真) 官報第4 3 1 2 5号 “国内生産・工業省、金融経済省 自動車組立部品輸入規則を更新”

自動車組立部品の輸入規則

MEIV 関税番号で3カテゴリーに分類

株式会社ベネインベストメント
松浦 健太郎

国 国内生産・工業省・金融経済省は、自動車組立
用部品の輸入規則に関する決議を公表した。

経済低迷を受けて、ベネズエラの新車販売は著しく減少したが、制裁緩和と融資制度拡充の流れの中、販売台数は増加傾向にある（「[ウィークリーレポート No. 391](#)」）。また、新車販売増加に伴い、最近では中国企業を中心にベネズエラ国内で組み立てを行う企業も現れている。

本稿では、自動車組立用部品の輸入規則の概要を確認してみたい。

「自動車組立用部品の輸入規則」は、2025年5月12日付の官報第43, 125号、金融・経済省および国内生産・工業省決議の共同決議で発行・規定されている。

なお、ベネズエラは自動車組立用部品を「Material de Ensamblaje Importado para Vehiculos」と呼び、その頭文字をとってMEIVと書くのが一般的であるため、以下では自動車組立用部品のことを「MEIV」と記載したい。

同制度によると、MEIVはその部品によって「カテゴリー1」「カテゴリー2a」「カテゴリー2b」の3つのカテゴリーに分類される。

各部品がどのカテゴリーに属するかは関税番号で決まっている。ベネズエラでは MEIV に専用の関税番号（9 8 類）を付与しており、関税や制度面で一定の優遇がある。

各カテゴリーは以下の通り分類されている。

「カテゴリー 1」

9802.00.00.11、9802.00.00.21、9802.00.00.31
9802.00.00.91、9803.00.00.11、9803.00.00.21
9803.00.00.13、9803.00.00.14、9803.00.00.15
9803.00.00.16、9803.00.00.17、9803.00.00.18
9803.00.00.19、9803.00.00.21、9803.00.00.22
9803.00.00.23、9803.00.00.24、9803.00.00.25
9803.00.00.26、9803.00.00.27、9803.00.00.28
9803.00.00.29、9803.00.00.30、9803.00.00.40
9803.00.00.40、9803.00.00.50、9803.00.00.60
9803.00.00.70、9803.00.00.90、9804.00.00.11
9804.00.00.21、9804.00.00.31、9804.00.00.41
9804.00.00.51、9806.00.00.20、9806.00.00.90

「カテゴリー 2 a」

9802.00.00.12、9802.00.00.13、9802.00.00.19
9802.00.00.22、9802.00.00.23、9802.00.00.29
9802.00.00.32、9802.00.00.33、9802.00.00.39
9802.00.00.92、9802.00.00.93、9802.00.00.99

「カテゴリー 2 b」

9801.00.00.11、9801.00.00.19、9801.00.00.21
9801.00.00.22、9801.00.00.23、9801.00.00.24
9801.00.00.30、9801.00.00.91、9801.00.00.92
9801.00.00.93、9801.00.00.94、9801.00.00.95
9804.00.00.12、9804.00.00.13、9804.00.00.14
9804.00.00.22、9804.00.00.23、9804.00.00.24

9804.00.00.32、9804.00.00.33、9804.00.00.34
9804.00.00.42、9804.00.00.43、9804.00.00.44
9804.00.00.51、9804.00.00.52、9804.00.00.53
9804.00.00.54、9804.00.00.90、9805.00.00.10
9805.00.00.20、9805.00.00.30、9805.00.00.40
9805.00.00.50、9805.00.00.60、9805.00.00.90
9806.00.00.10、9807.00.00.21、9807.00.00.29
9807.00.00.30

各関税番号の具体的な品目、関税率については「[関税番号表（2024 年 4 月 25 日付特別官報 6804 号）](#)」を参照されたい。

国内部品の最小使用率の順守を求められる

次に具体的な規則について、同決議に書かれている内容を紹介したい。

ベネズエラ国内で自動車組立事業を行う企業は、内資企業・外資企業かを問わず、国内生産・工業省と「Convenio de Ensamblaje（自動車組立協定）」を締結しなければならない（第 3 条）。

また、MEIV 制度を利用する組立業者は、「国内部品の最小使用率（通称 PMIN）」を順守しなければならない（第 8 条）。

具体的には、各カテゴリーについて、2 0 2 5 年、2 6 年、2 7 年、2 8 年以降に分けて、以下のように国内部品の最小使用率が定められている。

Categoría/Año	2025	2026	2027	2028 en adelante
Categoría 1	30	40	45	50
Categoría 2a	30	35	40	50
Categoría 2b	30	35	40	50

ただし、組立業者は、国内生産・工業省に申請することで、新モデルの生産を開始してから3か月間はPMINの規則順守を免れることができる（第10条）。

また、やむを得ない事情でPMINが順守できない場合、組立業者は国内生産・工業省に申請を行うことで、PMINの順守が免除される可能性がある。

国内生産・工業省は、PMINが順守されているかを確認するため、組立業者に対して6か月毎、1年毎にレポートの提出を求める。このレポートは政府の「貿易委員会（COMEX）」で精査されるという（第13条）。

なお、PMINを割り出すために以下のような計算式が示されているが、自動車分野の専門的な知識を必要とする部分ではあるので、本稿では割愛したい。

$$PMIN = \frac{\Sigma IN + \Sigma Vex}{\Sigma IN + \Sigma CIF MEIV} \times 100$$

MEIV 関連の罰則規定

仮にPMINを順守できない場合でも、組立業者は関税率表98類で定められた関税率にプラスして関税を支払うことでMEIVを輸入することが可能。

PMINを順守できなかった年の1年目にプラスされる税率は、PMINのパーセンテージと、その組立業者が達成しているPMINのパーセンテージの差の1.25倍になる。

2年連続でPMINを順守できなかった場合、プラスされる税率は、PMINのパーセンテージと、その組立業者が達成しているPMINのパーセンテージの差の2倍になる。

3年連続でPMINを順守できなかった場合、関税番号98類の税優遇が解除され、通常の自動車部品の関税率（87類）が適用されることになる。

他、自動車組立業者と部品の供給契約を交わした部品製造業者が、契約した数量の生産を履行できず、PMINの数字に影響を与えた場合（当事者間で交わした契約上の罰則とは別に）その部品製造業者はMEIVの自動車部品製造業者としての認定を1年間停止されることになる（第34条）。

補修用部品 10年供給の義務あり

組立業者および自動車輸入販売業者は、メンテナンス部品をベネズエラ国内に供給する義務を負うと明記されており、当該自動車を製造あるいは輸入してから10年は部品を供給する義務を負うとしている（第11条）。

なお、輸入を停止あるいは販売を停止したとしても部品を供給する義務を免れることは出来ないとしている。

加えて、組立業者および自動車輸入販売業者は、メンテナンス部品を迅速に提供するために、許可された販売代理店に「全国部品在庫情報システム」を用意し、部品情報を共有させなければならない（第12条）。

MEIV 規則の適用には MEIV 許可証が必要

MEIV 規則を適用するに当たり、組立業者は国内生産・工業省に対して、申請を行い、許可を得る必要がある。

申請時には「ブランド」「モデル」「バージョン」
「数量」「総重量」「純重量」「自動車の FOB 価格」
「輸入履歴」「輸入国／原産国」「輸入手段」
「輸入税関」「輸入する MEIV リスト」
などの情報を提出する必要がある。

なお、「輸入する MEIV リスト」には、所定の情報（同規則 17 条参照）を記載し、リストのオリジナル、リストの複写 3 セット、リストの電子媒体を提出する必要がある。

同申請を受けて、国内生産・工業省は MEIV リストの精査を行い、問題が無ければ「Calificacion de Material de Ensamblaje Importado para Vehiculos」という MEIV 証明証を発行する。

なお、「輸入する MEIV リスト」の複写 3 セットは、国内生産・工業省が押印した上で「徴税庁（SENIAT）」に送られる。

MEIV 証明書の発行を受けて、組立業者は SENIAT に対して、「Autorizacion Bajo el Regimen de Material de Ensamblaje Importado para Vehiculos」という MEIV 制度利用許可証の発行を申請。SENIAT が MEIV 制度利用許可証を発行（有効期限は 1 年）するという流れになる。

以上が MEIV 規則の大まかな内容となるが、詳細については、「[自動車組立用部品の輸入制度](#)」のオリジナルを参照されたい。

以上